

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て事業を推進し、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しております。

この認識に立ち、経営上の意思決定や業務活動が適切に行われる体制を整備するとともに、内部監査及び監査役監査による監視機能を確保しております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

・補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備

当社は現在、外国人株式保有比率が10%未満と比較的低いため、その費用対効果を鑑み、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳等は行っていませんが、今後の株主構成の状況に応じて検討を進めてまいります。

・補充原則3-1-2 海外投資家の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進

当社は現在、外国人株式保有比率が10%未満と比較的低いため、招集通知をはじめとした情報提供の英訳を採用していません。今後、株主構成の状況に応じて検討を進めてまいります。

・原則3-1-(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名

取締役・監査役候補の指名に当たって、経歴、人格、見識、能力及びそのバランス等を総合的に勘案して適当と判断した候補者を、取締役会で決定しております。なお、監査役候補については、あらかじめ監査役会の同意を得ることとしております。経営陣幹部の解任手続は定めておりませんが、今後、客観性・適時性・透明性をより高められる手続の確立を目指し、検討してまいります。

・補充原則4-2-1 経営陣の報酬制度の設計と報酬額の決定

経営陣の報酬制度の設計は行っていませんが、取締役会で一任を受けた代表取締役が、株主総会で決定された報酬の範囲内で、一定のルールに基づき、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、独立社外取締役の助言を得た上で、報酬額を決定しております。

・補充原則4-3-2 CEOの選解任

代表取締役である千野和俊氏は大株主でありかつ実質的な創業者であることから当社の経営に与える影響度の大きさに鑑み、後継者計画も含めたCEOの選解任は当社における最も重要な戦略的意思決定の一つであると認識しております。今後、取締役会において社外取締役の意見も踏まえながら検討してまいります。

・補充原則4-3-3 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立

当社は代表取締役社長の解任に関する具体的な手続やその評価基準は定めていませんが、中期経営計画を策定し中長期的・持続的な企業価値の向上を目指すとともに、中期経営計画を明らかにする事により市場に業績へのコミットメントを示しております。また、当社は社外取締役、社外監査役を選任しており、社外取締役による監督、社外監査役による監査を実施することで、代表取締役の解任手続も含めて企業統治は十分機能しているものと考えております。

・補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言

当社は、取締役の指名・報酬などを検討するための任意の諮問委員会は設置していませんが、取締役会は独立性の高い社外取締役及び社外監査役を含む構成となっており、指名・報酬などの重要な事項については適切に助言を受けております。

・原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

現在、当社の取締役会は社外取締役3名を含む8名で構成されており、人格、見識、能力に優れ、豊富な経験と高い倫理観を有するメンバーが選任されております。また、取締役・監査役は経営、営業、財務、会計、法律、不動産鑑定等の異なる専門性やバックグラウンドを有する構成となっております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任していませんが、当社の取締役会は必要な資質と多様性を備える体制となっていると考えております。

・補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価

当社の取締役会は、経営に関する重要な事項について決定しているほか、各取締役の業務執行を監督し内部監査の実施状況についても報告を受けておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価の実施については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・原則1-4 政策保有株式

当社は、政策保有株式として上場株式を保有していません。

・原則1-7 関連当事者間の取引

関連当事者間の取引については、コンプライアンス委員会の承認（当該関連当事者間取引が不動産投資取引等の場合は投資委員会の承認の含む）を経て、取引条件が一般の取引と乖離しないように適切な条件による取引を基本方針としており、取引の概要及び規模に応じて関連当事者との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うなどして、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決しております。その際、取引に関係する取締役及び監査役は当該審議及び決議には参加いたしません。

・原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
 当社は、基金型・規約型の確定給付年金等の企業年金制度はございません。

・原則3-1-(1) 経営理念、経営戦略、経営計画
 当社は、中期経営計画を策定しており、当社ウェブサイト等において開示しております。

・原則3-1-(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

・原則3-1-(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
 株主総会で決議された報酬の範囲内で、役員の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、事業年度毎に取締役会の委任を受けた代表取締役が外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、報酬の額を決定しております。

・原則3-1-(5) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名についての説明
 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、株主総会において選任議案を上程する際に、社外取締役及び社外監査役については招集通知の参考書類の中で説明しております。今後は、社外取締役及び社外監査役以外の個々の選任・指名、経営陣幹部の解任についても、招集通知の参考書類の中で説明を行う予定であります。

・補充原則4-1-1 取締役会から経営陣に対する委任の範囲
 取締役会は法令、定款で定められた事項の他、取締役会規程に取締役会における決議事項の範囲を定めております。それ以外の業務執行の決定については、経営陣に委任しており、その内容は社内規程において定めております。

・原則4-8 独立社外取締役の有効な活用
 当社は取締役会において戦略的かつ機動的な意思決定を行えるよう社外取締役を3名選任しており、内1名を独立役員として指定しております。また社外取締役には、当社の事業に対して有益な助言ができる専門的知識や経験等を有しているなど、当社の社外取締役として十分な資質を備えた者を選任しております。

・原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
 当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、選任にあたっては金融商品取引所が定める社外役員の独立性に関する基準を遵守しております。

・補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
 取締役会は、定款で定める取締役8名以内という員数の範囲内で、中長期的な当社グループの事業推進に必要な知識・経験・能力等のバランスに配慮し構成することが重要と考えております。今後は、当社の事業発展状況を踏まえながら、必要に応じて取締役増員の可否を検討してまいります。

・補充原則4-11-2 取締役及び監査役の上場会社の役員兼任状況
 当社は、各取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、定時株主総会の招集通知参考書類、事業報告及び有価証券報告書において毎年開示を行っており、兼任の状況については合理的な範囲内であると認識しております。

・補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
 当社は、当社グループの事業に対して理解を深めるために、定期的な取締役会のほか、個々の取締役・監査役の要望や必要性に応じて、随時、トレーニングの機会の提供を行っております。また、取締役会でもこの対応が適切にとられているかを確認しております。

・原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針
 当社は、IR担当役員を選任するとともに、総務部をIR担当部署としております。当社ウェブサイトにおいて開示資料等を掲載するなど、株主の皆様様に業績や事業内容に関する理解を深めて頂けるよう努めております。また、株主からの対話の申込みに対しては、IR担当役員を主として総務部が担当し、株主からの意見や懸念事項等については、IR担当役員が必要に応じて取締役会にフィードバックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社アクアマリン	2,729,600	32.02
赤坂社中有限責任事業組合	1,678,200	19.68
千野 和俊	762,600	8.94
目時 伴雄	249,700	2.93
楽天証券株式会社	139,800	1.64
小島 秀明	135,400	1.59
麻布社中有限責任事業組合	124,000	1.45

有限会社ヤマザキ	94,000	1.10
奥山 泰	70,400	0.83
山田 富雄	58,000	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点におきましては、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 庸男	弁護士											
寺内 孝春	他の会社の出身者											
増田 洋介	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 庸男		株式会社フジオフードシステム 社外取締役 シン・エナジー株式会社 社外監査役	山田庸男氏を社外取締役に選任した理由は、弁護士の資格を有し、長年にわたる法律に関する専門的な知識と経験を有することから、社外取締役として当該知見を活かして特にガバナンス対応、コンプライアンス対応等について専門的な観点から監督、助言等頂くことを期待したものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。

寺内 孝春	サムティホテルマネジメント株式会社 代表取締役社長 サムティ株式会社 取締役 東京支店担当 グループ営業推進部長	寺内孝春氏を社外取締役を選任した理由は、長年の不動産会社での経験から、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しており、この豊富な経験及び実績を活かして、専門的な観点から監督、助言等頂くことで当社経営への貢献を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。
増田 洋介	サムティ株式会社 執行役員 財務部長 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役	増田洋介氏を社外取締役を選任した理由は、長年のアセットマネジメント会社での経験から、不動産投資運用に関する豊富な経験、知識を有しており、この豊富な経験及び実績を活かして、専門的な観点から監督、助言等頂くことで当社経営への貢献を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価等について報告を受け、意見交換を行うなど会計監査人と緊密な連携を図っております。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めると監査に役立てております。監査役は、内部監査責任者と随時情報の共有化を図るほか、必要に応じて、監査役会に内部監査責任者の出席を求め、内部監査計画及びその実施状況に関して報告を受け、勧告、助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小澤 善哉	公認会計士														
森島 義博	その他														
太田 将	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 善哉		小澤公認会計士事務所所長	小澤善哉氏は、公認会計士として会計及び企業の内部統制に関する高い見識と幅広い経験を有し、当社取締役会の意思決定の妥当性の確保と監査役会の適切な監査機能の確保において公正かつ客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 同氏は当社株式51,200株(2021年3月31日現在)を保有しておりますが、その他の利害関係はありません。 また、上記により、客観的な立場から当社の業務執行に関する監査を行うことが可能であり、当社一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
森島 義博		有限会社アイランド・フォレスト代表取締役 森島不動産コンサルタンツ代表 ケネディクス・オフィス投資法人監督役員	森島義博氏は、不動産鑑定士の資格を有し、信託銀行において不動産の販売、鑑定及びコンサルティングに長年携わるなど、不動産に関する高い専門性や見識を有することから、不動産金融事業を始めとした当社経営に対する公正かつ客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
太田 将		株式会社アセントパートナーズ代表取締役社長 株式会社モリタホールディングス監査役 シミックホールディングス株式会社 監査役	太田将氏は、公認会計士として会計及び企業の内部統制に関する高い見識と幅広い経験を有し、当社取締役会の意思決定の妥当性の確保と監査役会の適切な監査機能の確保において公正かつ客観的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することいたしました(2017年6月28日開催 第18回定時株主総会決議)。
また、2020年6月29日開催 第21回定時株主総会にて、従来、譲渡制限期間を取締役会が1年間から3年間の間で予め定めるものとしていたところ譲渡制限期間を長期化することで取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進するため、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、執行役員又はグループ執行役員のいずれの地位をも喪失した日以後の当社取締役会が予め定める日までの間に変更する旨を決議しております。
また、2021年6月23日開催の第22回定時株主総会において、業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度について、譲渡制限解除時に、納税資金確保のために当社株式を売却等する必要が生じることなく、退任後も長期にわたって引き続き株式を保有することを促すため、報酬の一部につき、譲渡制限解除時に当社株価に連動するポイント制金銭報酬を支給するべく制度内容を改定することを決議しております。

【概要】

本制度は、業務執行取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して、原則として事業年度毎に、前事業年度の経常利益の一定割合を原資として、各対象取締役の経常利益への貢献度に応じて、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。
対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、対象取締役は本割当契約によって交付された株式(以下「本割当株式」といいます。)を本割当契約に定める譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、執行役員又はグループ執行役員のい

ずれの地位をも喪失した日以後の当社取締役会が予め定める日までの間(以下「譲渡制限期間」といいます。)は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分(「譲渡等」といいます。)をすることができないものいたします(以下「譲渡制限」といいます。)。本割当株式の譲渡制限は、継続勤務を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で解除するものとし、一定の事由が生じた場合には、本割当株式を無償で当社が取得する仕組みであります。

その他の本制度の運用に関する事項については、取締役会において決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬 7名 239,785千円(内、社外取締役3名 5,700千円)

監査役に支払った報酬 4名 13,200千円(内、社外監査役3名 9,000千円)

計11名 252,985千円

(注)1. 期中に退任した取締役2名を含んでおります。

2. 上記の報酬の額には、当事業年度における取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用118,210千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額については、取締役会で一任を受けた代表取締役が、株主総会で決定された報酬の範囲内で、一定のルールに基づき、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、外部専門機関の調査データ等を参考として客観的なベンチマークを行い、独立社外取締役の助言を得た上で、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。社外取締役及び社外監査役専任の使用人の人事及びその変更については、社外取締役及び社外監査役の同意を要するものとします。

社外取締役及び社外監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営・監査上の重要課題等について、意見交換を行います。社外取締役及び社外監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレートガバナンス体制の概要については、以下のとおりです。

(企業統治の体制の概要)

当社は、会社の機関として取締役会、経営会議、監査役会、並びに会計監査人を設置しております。

当社の取締役8名のうち3名が社外取締役、当社の監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

当社は、当社及び連結子会社の取締役等で構成される経営会議を毎月上旬に、取締役、監査役により構成される取締役会を毎月下旬に、必要に応じて随時開催しております。主に、月次・四半期・年次の決算等に関する報告を行うほか、経営に関する意思決定機関として法令及び定款に定められた事項のほか経営に関する重要な事項について決定しております。このほか、取締役会は、経営全般を監視する機能も果たしております。

また、当社及び当社グループの不動産投資取引等については、当該取引実行の前に、社外の不動産有識者にも参加いただく投資委員会にて、投資の妥当性について審議をするほか、外部有識者(弁護士)にも参加いただくコンプライアンス委員会にて、コンプライアンスや利益相反等についても審議し、承認を経た上で、取締役会に付議する仕組みを有しております。なお、上記不動産投資取引等に該当しない場合であっても、当該取引が利害関係人取引に該当する場合は、コンプライアンス委員会にて審議、承認を経た上で、取締役会に付議する規定となっております。

代表取締役は、経営戦略の意思決定、業務執行の統括並びに監督を行っております。

監査役会は、監査役会規程に基づき、監査方針を決定し、監査意見を形成しております。また、各監査役は、専門的かつ客観的な視点から監査を行い、適切に経営を監視する体制を確保しております。

当社は会計監査人と監査契約を締結し、財務諸表監査や内部統制監査(会計監査)を受けております。

このほか、当社は内部監査制度を活用し、当社及び連結子会社の各部門におけるリスクの把握や定期的なモニタリングを行っております。

なお、当社定款において、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(以下、「責任限定契約」)を締結できる旨定めており、本有価証券報告書提出日現在において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、責任限定契約を締結致しております。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、リスクの所在の認識と対策を適正に行うため「リスク管理方針」を定め、各部門におけるリスク管理の状況を内部監査責任者が検証し、代表取締役へ報告する体制をとっております。また、リスク管理の一環として、情報の伝達・管理を適切に行い、必要に応じて顧問弁護士や社外の有識者、その他の外部機関の助言を得られる体制を確保しております。

(内部監査及び監査役監査)

当社は、内部監査を行う独立した部署として内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び連結子会社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性、業務遂行の適正性及び効率性、法令遵守状況等について、計画的に内部監査を実施しております。内部監査の実施結果は、代表取締役へ報告されております。当社及び連結子会社の業務運営等に改善措置が必要と認められた場合には、代表取締役の指示の下、内部監査室から助言や勧告が行われる体制としております。

監査役は、会計帳簿及び重要な決裁書類等を閲覧し、監査役会に取締役及び内部監査責任者の出席を求め報告を聴取する等、当社及び当社連結子会社の業務活動の適正性等について監査を実施しております。また、取締役会に出席し必要があると認めるときには意見を表明するほか、代表取締役及び各取締役と定期的に意見交換を行い、経営の意思決定の妥当性について監査を実施しております。

当社では、内部監査、監査役監査及び会計監査が連携して有効に行われるよう、監査役と内部監査室は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

常勤監査役である奥山泰氏は、当社の代表取締役経験者であり、長年に亘り当社の経営に携わった経験を有しております。

社外監査役である小澤善哉氏、太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外監査役である森島義博氏は、信託銀行において、不動産の販売、鑑定及びコンサルティング等の業務に長年携わり、不動産鑑定士等の資格を保有するなど、高い専門性や見識を有しております。

(会計監査の状況)

当社は会計監査人として東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て事業を推進し、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と考えております。環境の変化に柔軟かつ的確に対応しつつ経営の意思決定及び業務執行を迅速かつ効率的に行うとともに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスを確立し、客観的な立場からの意見や幅広い意見を得て経営の公正性を確保し、適切な情報開示を行っていくことが、重要であると考え、上記の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRに関するホームページURL: http://www.wealth-mngt.com/ ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社IRに関するホームページURL: http://www.wealth-mngt.com/ 経営理念、決算情報、決算情報以外の適時開示情報、IRカレンダー、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 総務部 IR担当役員: 取締役専務執行役員経営企画部長 近持 淳 IR事務連絡担当者: 総務部グループ長 佐々木 和徳	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムについての基本的な考え方)

当社は、内部統制システムの基本方針として「業務の適正を確保するための体制」を定め、当社及び連結子会社の業務全般に係る社内規程を整備し、コンプライアンスの徹底、各部門の業務の権限と責任の明確化、並びに業務の効率化に取り組んでおります。また、法令諸規則の改正、業容や組織の規模の変化に対応し、随時必要に応じて内部統制システムの見直しを行い、充実に図っていくことが重要であると認識しております。

(内部統制システムの整備の状況)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令遵守に関する規程を定めるとともに、組織・業務分掌・職務権限規程等の社内規程を整備し、適正な牽制機能を確保する。

内部監査責任者は、各部署の法令及び社内規則の遵守状況について定期的に内部監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告する。

取締役会は、取締役の業務執行を監督するほか、内部監査の実施状況について報告を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社の重要な意思決定及び業務執行に関する文書(電磁的記録を含む)・情報については、文書取扱規程及び文書の保存・処分規程に従い、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社の業務執行に関し、リスクの所在の認識と対策を適正に行うため、リスク管理方針を定め、リスク管理体制を構築する。

内部監査規程に基づき、内部監査責任者は、各部署のリスク管理状況を検証し、代表取締役に報告する。当社及び子会社での不動産投資取引の実行にあたっては、投資委員会規則及びコンプライアンス委員会規則に基づき取引実行の前に社外の不動産有識者をメンバーに含む投資委員会において投資の妥当性について、外部有識者(弁護士)をメンバーに含むコンプライアンス委員会において、コンプライアンスや利益相反等について、それぞれ審議し、取締役会に意見を具申する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う。

当社の業務執行については、組織・業務分掌・職務権限規程において各部署の担当業務及び決裁権限を明確にし、効率的に行われる体制を確保する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

当社は、月一回、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議等を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該経営会議等における報告を義務づける。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスクの所在の認識と対策を適正に行うため、リスク管理方針に準拠し、リスク管理体制を構築する。

子会社で損失の危険の発生を把握した場合、当社の子会社管理部門を通じて、当社取締役会に報告する。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社が当社と協議すべき事項及び当社に報告すべき事項を定め、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。また、当社グループに共通する間接部門の業務については共有化を図り、当社グループ全体で効率的な経営に努める。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守に関する規程、関係会社管理規程に準拠し、当社のコンプライアンス部門を中心に、子会社のコンプライアンス部門と報告・連携等を行い、適正な牽制機能を確保する。

当社グループは、当社グループの役職員が当社コンプライアンス部門、内部監査室又は外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する使用人の配置は、監査役の要請に基づき、適宜対応する。また、監査役は、この使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に従い、取締役の指揮命令を受けない。また、この使用人の人事異動等については、監査役の事前承認を得なければならない。

(8) 監査役に報告するための体制

・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役又は使用人の不正行為、法令・定款違反行為などを発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとする。

・子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの役職員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役又は使用人の不正行為、法令・定款違反行為などを発見したときは、すみやかに監査役又は監査役会に報告するものとする。

(9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び各取締役とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体との関係を排除し、不当要求に対しては毅然とした態度で企業をあげて対抗する方針であります。

反社会的勢力や団体による不当要求に対しては、当社顧問を加えて対応を検討するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対処いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況〕

当社では、当社の株主を含む投資家が合理的な意思決定を行う判断材料として、当社が適時適切な会社情報を提供することは必要不可欠であると認識しており、投資家の視点に立った適時開示を経営の最優先事項の一つとして捉えております。

当社では、管理部門責任者が情報取扱責任者となっており、当社及び当社子会社の情報収集及び管理を統括しております。適時開示に関する実務については、総務部が担当しております。

当社の適時開示に関する情報収集及び判断の手順は、以下のとおりであります。

(1) 決定事実

当社及び当社子会社の業務上の重要な意思決定につきましては、当社の取締役会において行われております。

業務上の重要な意思決定に際しては、情報取扱責任者が必要に応じて社内関係部門の意見を聴取して金融商品取引法及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく開示の必要性につき判断を行います。当社の取締役会で意思決定が行われた後、情報取扱責任者が情報開示を行います。

(2) 発生事実

当社及び当社子会社における発生事実にかかる情報は、すべて情報取扱責任者に伝達される体制をとっております。

情報取扱責任者は、必要に応じて、社内関係部門の意見を聴取して金融商品取引法及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく開示の必要性につき判断を行い、情報開示を行います。

(3) 決算情報等

当社の決算業務は経理部において行っております。経理部が決算情報等に関する開示文書を作成し、管理部門責任者が取締役会に報告し、承認を得た後、総務部が情報開示を行います。適時開示情報の公表は、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(TDnet)」への掲載により行っております。

